

議会改革推進協議会の検討結果について

報 告 書

平成22年8月

羽村市議会 議会改革推進協議会

目 次

I	はじめに	1
II	改革提案項目	2
III	協議結果	3
IV	審議経過、委員名簿	15
V	羽村市議会改革推進協議会要綱	16

I はじめに

羽村市議会では、これまでに3次（平成16年・平成18年・平成20年）にわたり議会改革に取り組み、分権時代にふさわしい議会運営のあり方について検討を行い、その検討結果に基づいて議会改革を推し進め、一定の成果を挙げてきました。

しかし、地方分権が進み、議会の果たすべき役割と責任はさらに重くなってきており、より一層の議会改革の推進と、議会の活性化及び権能発揮を目指すことが必要であるとの認識の下、平成22年3月に第4次となる議会改革に着手しました。

1 検討組織体制

第4次議会改革の検討にあたり、議会内に「羽村市議会改革推進協議会」を設置しました。議会改革推進協議会は議会運営委員会と同様の比率により、各会派から委員を選出し、互選により座長に瀧島愛夫議員が、副座長には西川美佐保議員が就任しました。

2 改革検討項目

改革・改善が必要と考える事項について、各会派から提案事項を提出していただき、提案のあったすべての項目について論議をしました。

3 協議結果

議会改革推進協議会は、6回にわたり活発な議論を重ねました。

検討結果は後述のとおりですが、今回、各会派から提案のあった項目については、今まで検討された内容もあり、協議結果には前回同様となったものもありますが、少しでも議会が活性化するように、委員全員が賛同できる具体的な改善案を示すよう努めました。

議長におかれては、今回の議会改革推進協議会の協議結果を尊重され、より一層の議会の活性化が図れるよう必要な措置を講じられるよう望むものであります。

Ⅱ 改革提案項目

【提案項目一覧】

区 分	提 案 項 目 ・ 事 項	
本 会 議	1	答弁の際の質問事項の繰り返しを止める。
	2	数字など資料の事前配付（傍聴者にも）
	3	一般質問における市長（教育長）答弁書の事前配付
	4	一般質問者席の設置について
	5	議会の本会議を含め、特別委員会室で開催する。
	6	羽村市議会会議規則の見直し
	7	質問回数制限の廃止
	8	当日議決の取扱い
	9	諸報告は最終日に提出されるが、事前に配付すべし。
	10	文書報告の取扱い
	11	傍聴の受付方法の変更
委 員 会	12	常任委員会の行政視察の見直し
	13	行政視察報告会の見直し
	14	各常任委員会活動の活性化
	15	委員会時の議員間の質疑・討論の許可
	16	特別委員会のあり方について
	17	議会による事務事業評価の実施
	18	予算・決算に関する資料集の作成
そ の 他	19	議会としての予算要望の提示
継 続 検 討	20	議会基本条例の調査・研究
	21	議会報告会の実施について
	22	議会モニター制度の設置について

Ⅲ 協議結果

改革提案項目 1 答弁の際の通告した質問事項をそのまま繰り返すことを止める。
提案内容 60分という制限時間があり、答弁中での質問事項の繰り返しは必要ない。
意見・協議内容 <ul style="list-style-type: none">・長々とくどい繰り返しは必要ないが、ある程度限定してから答えてもらった方が理解できる。簡潔、明快な繰り返しは必要である。・質問時間を有効に使うためにも、簡単な頭のことばがあればよい。・協議会で意見がまとまれば、もう少し簡潔にってもらうよう要望してもよいのではないか。・傍聴者には資料が配られているので、項目番号だけでも傍聴者はわかる。
協議結果 簡潔、明快な繰り返しは必要であるが、極力短くできるものは努力してもらうよう、議長から市長部側へ要望してもらう。

改革提案項目 2 数字など資料の事前配付（傍聴者にも）
提案内容 国分寺市議会では、通告した質問の数字に関しては分かりやすいように先に議員に紙ベースの資料が届いている。傍聴者にも資料が見られるようにしている。
意見・協議内容 <ul style="list-style-type: none">・数値的なものについては、担当課で事前に教えてもらえると思うが。・細かい数値的なことをたくさん質問しても、傍聴者等はわからないので、質問の仕方を工夫する必要があると思う。・あきる野市や福生市は事前に答弁書をもたらしているようだが、楽ではあると思うが、それが良いかどうかは判断が難しい。緊張感がなくなり、出来合いになってしまうように感じる。・答弁と同時に質問議員に配付してもらうことで、メモも取らなくていいし、間違えない正確な論議ができるのではないかと。・一般質問に限定しないとすれば、予算・決算特別委員会などの時に、数値的資料を請求している市もあるが、議会で必要なものを集約して数字を示してもらえば、より議論も深まると思う。

- ・議案審議の際、税条例等の時に新旧対照表だけでなく、分かりやすい資料を出してもらいたい。議長から市長部局に要請してもらいたい。

協議結果

平成 22 年第 3 回羽村市議会（6 月定例会）に出された一般質問で、必要と思われる質問内容があれば検討することとする。

改革提案項目 3

一般質問における市長（教育長）答弁書の事前配付

提案内容

一般質問における市長（教育長）の答弁書を質問前に質問者に配付を願いたい。（当日で可）
（理由）答弁内容の聞きまちがい、聞きもれが発生しがちであり、再質問のときに的確な内容とすることや、時間的ロスを防ぐため。

意見・協議内容

- ・答弁する時に、質問者に同時に答弁書を配付することは、答弁を確認しながら聞けるので賛成である。
- ・一般質問の数字などの事前配布という提案で、「必要と思われる質問内容があれば検討する。」としたので、数字の部分が充実できればよいと思う。
- ・討論を活性化させる資料とか数字を出してもらうのは良いと思うが、答弁書まではやりすぎではないか。
- ・答弁が聞取れなかったり、把握できなかった時は、もう一度聞くことも可能なわけであり、緊張感もなくなるので、今のままで良いと思う。
- ・議員が難聴等であった場合には、配慮する必要があると思うが、現段階では現状で構わない。

協議結果

今までどおりで構わない。

改革提案項目 4

一般質問者席の設置について

提案内容

最前列の左右どちらかを質問者席とし、質問者は登壇せず、そこで最初から最後まで質疑する。

意見・協議内容

- ・今のやり方で良いと思う。
- ・最初から自席側で質問してしまうと傍聴者に顔を見せることができないので、現在の

やり方のほうが良い。

- ・最初から自席で構わないと思う。

協議結果

場所が変わったからといって質問内容が変わる訳ではないので、現状で差し支えない。

改革提案項目 5

議会の本会議を含め、特別委員会室で開催する。

提案内容

議場のフラット化、対面式、光熱費が節約できる。

意見・協議内容

- ・現在、議場があるので議場を利用すればよいのではないか。今の議場が何らかの理由で作り直すとかいう場合は、発想の転換で提案のようになってもいいかとは思う。
- ・特別委員会室は傍聴席が少ないが、どうするのか。
- ・小金井市議会は普通の会議室のようなところで本会議を実施している。議員定数も18となり、特別委員会室を教室のようにしてしまえばできると考えた。また、寒い等の問題も解決される。インターネット配信に伴い、議場の音響等にお金をかけるといった話もあったので。

協議結果

あるものは有効に使用するというところがあるので、現状（議場）が良い。

改革提案項目 6

羽村市議会会議規則の見直し

提案内容

第48条(発言の許可)及び第49条(発言の要求及び順序)…簡素に変更する。

第53条(質問の回数)…撤廃する。

第12章(規律)…開かれた且つ自立した議会らしく、不必要と思われる条文は削除。第109条(議長の秩序保持権)のみでも良い。

意見・協議内容

- ・白熱した議論の時に、議席番号、氏名を告げなくてもよいのではないか。規則があると、議長も注意せざるを得ない。質問回数撤廃は、当日議決の議案が増えていることから必要である。規律については、開かれたかつ自立した議会らしく、不必要と思われる条文は必要ないのではないか。
- ・議事録の関係を考えると、白熱した場合、誰の発言か分からなくなる可能性があるの

で、従来どおりでよいと思う。

- ・ 現行の規則の中で弾力的な運用がされていると思うので、議会基本条例を作る時に検討すればよいと思う。質問回数の3回も目安があった方が良く、弾力的な運用がされればと思う。
- ・ 同姓の議員がいる場合も考えられる。議席番号は固有のものであるし、また許可を受けて発言することは大事である。許可等の問題は、今のままで良いと思うが、質問回数の撤廃については、他の提案項目として「質問回数の撤廃」があるので、そこで検討することとして、規律については、今まで特に問題はなかった。

協議結果

発言の許可等及び議場規律については、現状維持とする。

質問回数の問題は、同様の提案があるので、その時に検討することとする。

改革提案項目 7

質問回数制限の廃止

提案内容

一般質問以外での質問回数3回までの制限を廃止する。チェック機能を果たすためには、それを制限することは自縛だと考える。ただし、同一内容を繰り返すのは、議長・委員長の判断で制限する。

意見・協議内容

- ・ 一定の質疑は必要であるので、3回という取り決めはなくしたほうがよい。
- ・ 会議規則に3回とあるが、同一内容の質問でなければ、議長、委員長の運用で質疑は認められていると思うが。
- ・ 質疑の原則は、あった方がよいと思う。
- ・ 議員のパフォーマンスの場となってしまうことがあるので、質問回数の制限はあった方がよい。
- ・ 現在も議長等の運用で、必要に応じて質疑は認められているので、その運用がしやすいように、条文の「3回を超えることができない。」の前に「原則」を入れたらどうか。

協議結果

羽村市議会会議規則第53条では、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」と規定されているが、「3回」の前に「原則」を加え、表現を少しやわらげ、議長の裁量に幅を持たせるよう規則を改定し、議会の活性化が図られるよう提案する。

改革提案項目 8

当日議決の取扱い

提案内容

原則として、当日議決は避ける。わからないことは市民の見えるところで明らかにすることが重要。

意見・協議内容

- ・当日議決では十分に審議ができない内容の議案もある。(指定管理者の決定、補正予算、税賦課徴収条例) 質問回数の問題との兼ね合いもある。
- ・原則当日議決を避けるのではなく、今までの前例にとらわれることなく、議会運営委員会において、議案の内容、中身で、議案ごとに判断し決定すべきである。
- ・すべての議案を委員会に付託しても、委員会の審議時間が大幅に長くないのではないか。陳情が出ていないと開かれない委員会のあり方の方がおかしいと思う。提案事項に賛成である。
- ・委員会に付託し議決するためには、議決までに日数を要する。(付託する本会議⇒委員会⇒裁決する本会議)
- ・補正予算については、本会議で時間を取って審議すれば、特別委員会を設置しなくても、全議員で審議できる。また、契約や指定管理者の指定については、議運で判断してもらえばよいのではないか。

協議結果

審議日程については、議会運営委員会で決定するものであるから、前例にとらわれることなく、議案の内容により議会運営委員会の検討に基づき、当日議決、委員会付託を決定してもらう。

改革提案項目 9, 10

- ①諸報告は最後に出されるが、事前に配付すべし。
- ②文書報告の取扱い

提案内容

- ①内容について精査する時間が必要である。
- ②最終日に配付されるだけだが、初日に配付し、最終日に質疑の機会を設けるようにする。

意見・協議内容

- ・先般、議会運営委員会でも話が出たが、会期中にも新しい事実が発生する場合があるので、最終日に配付しているとのことであった。初日に出して、さらに最終日に出すのであれば、最終日、今までどおりで良いと思う。
- ・今まで最終日の配付で問題があったか。
- ・契約案件の報告で諸報告だけで済みますのがどうかということだと思う。

- ・市から出されている諸報告の内容は、議決案件とする契約額が上がってきたので、それまで議決案件であった契約について報告する約束となっているもの、6月には出資法人の決算報告、議決案件とならない損害賠償事件の報告ぐらいであるが、出せるものは早く出してもらえればと思う。

協議結果

議会開会前に分かっている内容については、先に諸報告として報告できないか、議長の方から市長部局に確認を取ってもらう。

改革提案項目 11

傍聴の受付方式の変更

提案内容

- 受付には用紙のみ置き、職員は対応しない。(多くの市がそうしている。)
- また、受付けた用紙をその都度、議長へ報告する必要はない。

意見・協議内容

- ・受付用紙を議長等に報告することで、傍聴者が不愉快な思いをしたということを知ったことがあるので、報告はしない方がよい。
- ・人数の確認だけであれば、1時間に1度の休憩があるので、その時に局長に報告すればよいのではないかと。議会運営上、支障があるのか。
- ・受付は、傍聴人の禁止事項や持込禁止の物を規定していることから、誰かが目視する必要があると、職員が実施すべきである。
- ・市民サービスのつもりで、職員に対応してもらいたい。
- ・はじめて傍聴に来た方は、入口さえも分からないので、職員が対応した方がよい。

協議結果

傍聴受付は、市民サービスという観点からも、現行どおり職員が行うべきである。なお、傍聴受付用紙を受付後に議場裏側の入口から手渡すことは、傍聴者に不快感を与える場合もあるので、次回議会から実施しない。休憩時に報告確認する。

改革提案項目 12

常任委員会の行政視察の見直し

提案内容

- ・平成22年度は実施を凍結し、平成23年度については、新メンバーで検討する。
- ・宿泊を伴う行政視察は、取り止める。
- ・財政状況が回復するまで宿泊を伴う行政視察を凍結する。

意見・協議内容

- ・市の財政状況が悪化していること、インターネット等でかなりの情報収集ができること、先進地は近郊にも存在し日帰りでの視察も可能であることから、宿泊を伴う遠隔地への行政視察は取り止めるべきである。
- ・こういう時期であるからこそ、行政視察を実施し、羽村市に必要な施策等を研究調査し、提案していくべきである。
- ・来年度は議員改選期であり、とりあえず平成 22 年度は凍結し、平成 23 年以降については、新たなメンバーで検討してはどうか。

協議結果

財政状況の悪化に伴い、今年度、または財政状況が回復するまでは宿泊での視察は中止すべきであるとの意見、現地をしっかりと見て研修することが大事であるという意見があり、本協議会としての結論は出せなかった。

よって、今までどおり、各常任委員会で視察内容や視察先に応じて、各委員会が 2 泊 3 日の範囲内で決定する。

改革提案項目 13

行政視察報告会の見直し

提案内容

- ・報告会の時間短縮を検討する。
- ・近年、12 月開催が続いているので、年末ではなくもう少し早い時期の開催を検討する。

意見・協議内容

- ・すべての常任委員会が実施しなくても、報告会を実施するのか。
- ・日帰りの視察でも、何箇所か行けば報告内容は十分である。
- ・長年、報告会を実施してきているが、一般の来場者が増える傾向にもないので、報告会の使命は終わったのではないか。
- ・議会改革の視察受入れの際、視察報告会のことを話すと大変評価される。

協議結果

平成 22 年度の常任委員会の行政視察実施の結論も出ていないので、行政視察報告会の実施については、本協議会ではなく 6 月定例会最終日の議員全員協議会で平成 22 年度の行政視察報告会を実施するか否かを協議してもらうこととする。

※ 平成 22 年第 5 回議員全員協議会での協議結果

議長から、「常任委員会の行政視察の見直しの提案についても、協議会として一致した結論が出せなかったため、今までどおり各委員会で実施を決定することになった。このようなことから、視察報告会についても、各常任委員会で協議し、決めてもらうこととしたい。」との発言があり、全議員が了承した。

改革提案項目 14 各常任委員会活動の活性化
提案内容 各常任委員会で担当部課から事業の概要について、定期的に説明を受ける。
意見・協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の所管事務事項調査ということで必要があれば実施できるので、検討事項とする必要はない。 ・実際に担当部課から事業の説明を受けたことがないので、委員会活動の活性化のためにも実施をしていこうという提案である。
協議結果 現行でも、各委員会の決定により実施することは可能であることから、協議会での検討項目とはしないが、協議会から全協等の場で可能であることを全員に周知をする。

改革提案項目 15 委員会時の議員間の質疑・討論の許可
提案内容 議員間の論議を深めるために、議員間の討議ができるようにしたい。
意見・協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の委員会運営の中でも、議員間の討議はできるものと理解しているので、許可を受ける必要はないのではないか。 ・執行部側に質問することが主で、議員間の討議が実際には行われていない。 ・予算・決算特別委員会では、委員長が冒頭に「意見については意見開陳の場があるのでご遠慮ください。」と言うが、これはある程度一人ひとりの質疑の時間を確保するために一定のルールは必要だと思うが、陳情や議案で常任委員会にかかった場合には、委員長の裁量で議員間の意見交換を認めるということが確認できれば良いのではないか。
協議結果 現状でも自由討議は可能であるので、このことを全議員で確認することとする。

改革提案項目 16 特別委員会のあり方について
提案内容 特別委員会のあり方、内容の見直し（モノレール廃止、地球温暖化、行財政改革）など新しい方向性を模索してはどうか。

意見・協議内容

- ・この協議会の中で協議することではなく、議員全員に問いかけるべき問題ではないか。
- ・特別委員会は必要性に応じて設けられるものである。来年度の選挙後の新メンバーで、現在ある特別委員会にこだわらず、特別委員会の設置について検討してもらうよう申し送りをしておけばよいのではないか。
- ・新しく議員になった人は、特別委員会というものも分からないので、ある程度検討しておく必要があるのではないか。
- ・モノレールにこだわることなく、市内交通という形で議会として考えていく必要もあるだろうし、交通問題特別委員会として、広くとらえ、この中でモノレールや「はむらん」のこともできるということを提言しておけばよいと思う。

協議結果

この協議会で検討する問題ではないので、このような意見があるということを踏まえて、議長として検討してもらいたい。

改革提案項目 17

議会による事務事業評価の実施

提案内容

事業評価は行財政改革を掲げる市政にとって欠かせない作業である。現在も行われているが、内部評価のため批判的な視点が入りにくく実効性が薄い。議会が市民の視点で事務事業を評価することは効率的で公正、公平な事業推進のために欠かせない作業である。評価結果を次年度予算に反映させるためにも、決算委員会期間中に議会が評価作業をし、行政及び市民に示すことを提案する。

方法 ① 議会が評価すべき事務事業を 20 ほど選定。

② 選定事業について、行政が事業評価シートを作成、自己評価する。

③ 行政の自己評価を受け、議会（全議員または会派で議論）は、事業の目的、成果、コストを数値化、具体化して客観的に評価。点数化し「拡充・継続」「改善・縮小」「終了・休止・廃止」に区分判定。

④ 次年度予算編成参考資料として市長に提出。市民に公表する。

多摩市議会では、9月議会、決算審議中に行われている。

意見・協議内容

- ・調査研究を実施することは必要だと思う。
- ・常任委員会の中で、事務事業評価を実施することは賛成である。市民も交えて。
- ・事務事業の評価は、本来、決算審査委員会がその役割をもっている。各会派の意見は意見開陳で言えることから、必要ないような気がする。
- ・いくつかの議会では実施していることを聞いているし、問題点のあることも知っている。

羽村市がすぐに取り組むことは困難だと思う。ただ、委員会の活性化ということから生まれてきたものだと思うので、委員会の中で論議をし、委員会が所管する事業について掘り下げて論議をすることが第1のステップであって、事業評価を目的化することはよくない。委員会活動の中に取り入れていくことは良いことだと思う。

協議結果

各議員とも、予算・決算特別委員会の中で事務事業について評価を下した上で質問をしている。個々の事業を掘り下げたところ、問題があるようなところについては、常任委員会の所管事項の事務調査として行っていくということであり、まず、常任委員会活動（所管事務調査）の質を上げる努力をしていく。

改革提案項目 18

予算・決算に関する資料集の作成

提案内容

予算では概要説明書、決算では事務報告書が出され、事業内容・実施状況が示される。しかし、経年変化や他市の状況が少ないため、会派が個別に担当課に聞いているのが現状である。予算・決算の議案配付から審議までの期間は短い。担当課には資料が揃っているのに、事務局が事前に会派の希望を聞いて取り揃え資料集を作ることで、双方の手間が省け、共通認識ができるので、密度の高い審議ができると考える。

例 ●囑託・臨時職員配置表。時給、及び他市との比較表。（財政課）

●東京都補助事業一覧表・補助金額・補助率など（財政課）

●財政援助団体補助金・交付金一覧、経年変化（財政課）

●介助を要する通級学級への介助員配置状況・26市の状況（教委）

●26市の情報公開実施状況（総務部）

●予算に対して決算数値が著しく変化した理由 など

小平市では予算・決算参考資料として議会事務局が制作。市民にも頒布している。

意見・協議内容

・共産党では、気になるものについての経年変化のデータは作っている。事務局で作ってもらえれば一番良いのかもしれないが、小平市のデータには要らないものもたくさんある。事務局でどこまで作成するかという問題もあるが、基本は各会派が必要なものは自分達で作成すればよいのではないかと。作成に際して、事務報告書の電子データがほしい。

・中野区では、予算・決算の前に委員長が各会派が必要とする資料内容を取りまとめて、市長部局に要求し、提出されたものは全会派に配布される。また、区政情報コーナーにもファイリングされ市民が閲覧できるようにしている。まず、資料の提供として手をつけたらどうか。

- ・小平市の冊子を見ると、自分に必要なものとそうでないものがあることから、議会の要望に応じて事務報告書や予算説明書の充実を図ってもらえばよいのではないか。
- ・各会派の調査活動を充実させ、各会派が資料請求した資料を他の会派にも配布してもらい、資料の充実を図ればよいと思う。

協議結果

各会派から資料請求された資料については、ファイリングをして、誰でも見られるようにすることを第1段階として実施する。

改革提案項目 19

議会としての予算要望の提示

提案内容

議会として、予算に盛り込むべき項目について議論し、合意の得られたものは、議会の意見として市に申し入れる。

意見・協議内容

- ・それぞれの会派で、予算の重点項目の考え方は異なっていて当たり前である。個別の問題まで議会として論議する必要があるかどうか疑問である。

協議結果

議会費については、今までも全会派が一致する項目について、予算要望をしている。議会費以外に全会派が一致する予算要望項目がある場合には、議員提出議案や付帯決議といった議会としての提案方法がある。よって、議会費以外の予算要望は必要ない。

改革提案項目 20

議会基本条例の調査・研究

提案内容

- ・今までの議会改革事項の積み残し課題として検討する。

意見・協議内容

- ・具体化に向けて取り組んではどうか。
- ・羽村市に議会基本条例が必要かどうか疑問に思う。条例を作るだけでは意味がない。私たちの残任期間は来年までなので、新メンバーで考えていけばよいのではないか。この協議会で検討する必要はない。
- ・「議会基本条例を作っただけの議会」というような本もあるくらいで、数多くの議会で制定されている。その良し悪しを調査研究することは必要である。

協議結果

議会活性化のための一つの方法論であり、制定した議会も数が増えている。また、条

例制定の功罪も見え始めていることから、長期的に調査研究していくことは重要であるとの認識で一致した。

改革提案項目 21

議会報告会の実施について

提案内容

・今までの議会改革事項の積み残し課題として検討する。

意見・協議内容

今、色々な自治体で行われているようなので、今後も事例を研究し、長期的な課題として取り組んでいく。

協議結果

長期的に調査研究していくことで、認識が一致した。

改革提案項目 22

議会モニター制度の実施について

提案内容

・今までの議会改革事項の積み残し課題として検討する。

意見・協議内容

以前からの検討課題であるが、早急に結論を出すことは難しいので、長期的な課題としてはどうか。

協議結果

長期的に調査研究していくことは重要であるとの認識で一致した。

IV 審議経過、委員名簿

1 審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成22年2月15日	協議会要綱の制定、正副座長の互選、議長からの諮問等
2回	平成22年3月19日	改革提案事項の協議、検討
3回	平成22年4月6日	改革提案事項の協議、検討
4回	平成22年5月11日	改革提案事項の協議、検討
5回	平成22年6月8日	改革提案事項の協議、検討
6回	平成22年8月2日	報告案の検討

2 委員名簿

氏名	代表する会派
◎ 瀧島 愛夫	新政会市民クラブ
橋本 弘山	〃
○ 西川 美佐保	公明党
中原 雅之	日本共産党
馳平 耕三	民主党
門間 淑子	市民ネットワーク「いきいき広場」・羽村クラブ・ 羽村21・新しい風・世論
山崎 陽一	〃

◎座長 ○副座長

V 羽村市議会改革推進協議会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会改革推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、7人の委員をもって組織する。

2 委員は、議会運営委員会委員の選出方法に準じて各会派から選出する。

3 委員の任期は、委員会の設置期間とする。ただし、交代は妨げない。

(座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。